

CDS清算業務に関する業務方法書第53条の4の規定に基づき  
承継される清算約定（自己分）の権利義務の条件を定める件

2018年4月6日  
株式会社日本証券クリアリング機構

当社は、CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第38条の4の規定に基づき、承継される清算約定（自己分）の権利義務の条件を別紙のとおり定める。

以 上

## 1. 定義

本別紙において使用する用語は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定したCDS清算業務に関する業務方法書に規定する本業務方法書等において使用される用語の例による。

## 2. 承継される清算約定（自己分）の権利義務の条件

承継される清算約定（自己分）の権利義務の条件は、次の表に定める事項を除き、CDS清算業務に関する業務方法書第53条の4の規定により承継の対象となる承継元清算参加者及び当社との清算約定（自己分）（以下、「承継対象清算約定」という。）に係る権利義務と同一とする。

固定金利支払人	承継元清算参加者及び当社との承継対象清算約定に係る権利義務における固定金利支払人（当該固定金利支払人が承継元清算参加者である場合には、承継先清算参加者）とする。
変動金利支払人	承継元清算参加者及び当社との承継対象清算約定に係る権利義務における変動金利支払人（当該変動金利支払人が承継元清算参加者である場合には、承継先清算参加者）とする。

以 上